

## 独立行政法人国際協力機構 平成22年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づく平成22年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

### 第1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1. 組織運営における機動性の向上

- ア. 「政府開発援助に関する中期政策」に記載された現地機能強化の具体的取組を中心に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力が最も適切に運用されるよう、民間セクターやNGOとの連携にも留意しつつ、現地ODAタスクフォースに積極的に参加する。
- イ. 在外主導體制の定着を踏まえ、在外と本部の機能及び業務実施体制等につき、必要な改善を行う。
- ウ. 部局間の連携を強化するとともに、業務運営に係る決裁プロセスの合理化を図り、責任の明確化を通じ、業務効率の改善を図る。
- エ. 既存の各システムを有効活用し、予算見直し時期を中心として、各部における予算執行の予測性向上のための取組と横断的調整を一層強化する。
- オ. EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。
- カ. 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき、平成21年度行政刷新会議の指摘事項も踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。

#### 2. 業務運営全体の効率化

- ア. 研修員受入について、宿泊予約管理の本部への一元化の定着を通じて、手続きの効率化を図る。
- イ. 専門家派遣について、派遣システムの効果的運用等により、手続きの効率化を図る。
- ウ. ボランティア関連業務について、ボランティアポータルシステムの安定的な運用及び改善を通じて、手続きの効率化を図る。

- エ. コンサルタント契約について、契約業務の適正化を促進すべく、一般業務費の定率化及び定額化を含めた精算事務の合理化等に向けた取組を進める。
- オ. グループウェア等を活用して内部連絡文書の電子化・合理化の定着を図る。
- カ. 関連公益法人等との契約を含む契約の見直しについては、「随意契約見直し計画」及び「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、一般競争入札、企画競争等競争性のある契約への移行とともに、一者応札・応募の改善等競争性の確保に取り組む。
- キ. 前項の閣議決定に基づき設定した、外部有識者の参加を得た「契約監視委員会」により、これら契約の見直しを含めた契約の妥当性について検証を行うとともに、契約の情報をホームページにおいて開示し契約の透明性の確保を図る。また、国内での研修委託契約につき、経費精算報告書及び証憑書類のチェック方法について、国内機関職員を対象とした研修を継続する。
- ク. 不正行為に対しては、法令、規程及びガイドライン等に基づき厳正な措置を実施する。不正腐敗事件の再発防止のための提言を踏まえ、措置規程の改正を含む再発防止策を実施する。
- ケ. 運営費交付金を充当する業務経費について、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成するとともに、平成21年度行政刷新会議の指摘事項も踏まえた取組を行う。
- コ. 運営費交付金を充当する一般管理費について、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成するとともに、平成21年度行政刷新会議の指摘事項も踏まえた取組を行う。
- サ. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成22年度人件費を対平成17年度比で5%以上削減する。

その際、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、役職員の給与について必要な見直し等を進める。
- シ. 効率化の取組が業務の質の低下をもたらさないよう、平成21年度の検討を踏まえ、事業のモニタリング手法の改善を図るとともに、研修により、職員的能力強化を図る。
- ス. 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日付各府省情報総括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、システム最適化計画を公表し、実施に着手する。

## 第2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### I 統合効果の発揮

- ア. 各国の援助実施に係る重点分野・開発課題の検討、分析等を行うとともに、協力プログラムを用いた援助分野の重点化を促進し、これに沿った事業展開計画を活用しつつ、協力目標達成へのシナリオを明確化する。
- イ. 協力準備調査の実施等を通じ、引き続き案件形成の迅速化、3つの援助手法の連携を図る。併せて協力準備調査導入によるこれらに対する効果の検証を行う。

## II 事業に関する横断的事項

### 1. 効果的な事業の実施

- ア. 政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、アフリカ支援、アフガニスタンをはじめとする平和構築支援、環境・気候変動対策への取組等を重点とし、優良な案件の形成を積極的に支援するとともに、機動的・効果的な実施を図る。
- イ. 事業を通じて得られる教訓や最新の援助潮流を踏まえ、課題別指針等の策定・改訂を行う。また、各分野課題において、ナレッジサイト等のコンテンツの充実を図るとともに、同コンテンツの活用を促進する。
- ウ. 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、金融・経済危機、災害、感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。
- エ. 関係機関・他ドナーとの連携協力を、協議や人事交流等を通じ進めるとともに、共通の関心事項につき国際会議等を通じ発信する。
- オ. 援助協調の一環として、国際社会の動向や議論を踏まえ、機構の取組・貢献について対外的に発信する。また、国際的な援助効果向上等の議論を踏まえ、機構の事業における対応の必要性等を検討し、適切に対処する。
- カ. 民間企業等との対話を引き続き強化し、連携のあり方等の検討と内外での共有を進め、民間企業等の活動・資金と連携することで開発効果を強化する協力手法の立ち上げや民間企業と連携した具体的協力案件の実現を推進する。
- キ. 事業委託方式による技術協力プロジェクト等事業における民間からの参加を促進する。
- ク. 国別・地域別の協力戦略策定のための外部有識者を招いた会議、技術協力プロジェクトに係る国内支援委員会、課題別委員会等各種委員会、専門家等について、民間、学識経験者等の参画を図り、その知見を積極的に活用する。
- ケ. 日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）との定期的な連絡会を通じ、情報共有や意見交換を進め、開発途上国への資金協力における連携を維持する。
- コ. 帰国研修員をはじめとするJICA事業経験者等の現地及び第三国リソー

スを把握し、積極的に活用する。

- サ. 同種の犯罪・交通事故に巻き込まれることを未然に防止するための取組強化を含む関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーション、派遣中の安全対策を継続的に実施する。また、円借款事業に係る案件監理の改善点及び事故再発防止のための提言を踏まえ、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底、及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組みの強化を図る。

## 2. 外務大臣からの緊急の要請への対応

独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

## 3. 情報公開、広報の充実

- ア. 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、情報の公開に適正かつ積極的に対応する。
- イ. 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報の保護及び開示請求への対応等を適正に行うとともに、機構関係者に対して、個人情報保護制度の定着を図る。
- ウ. 国際協力の理解と支持を促進するため、新広報戦略に基づき、国際協力の意義や必要性の背景となる課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える一般広報、及びマスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を効果的かつ効率的に実施する。

## 4. 環境及び社会への配慮

- ア. 新環境社会配慮ガイドラインの施行を開始し、新旧環境社会配慮ガイドラインをそれぞれの対象協力事業に適用する。適用の実績をとりまとめ、次年度以降の業務の参考とする。
- イ. 環境社会配慮ガイドラインの不遵守に関する異議申立制度の運営を行う。
- ウ. 本部と在外事務所の職員、専門家やコンサルタント、相手国政府等を対象に、環境社会配慮ガイドラインに関する研修を行う。
- エ. 世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境に及ぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。
- オ. 平成21年度実績を基準値として光熱水量・廃棄物量に関する中期的な削減計画を策定し、省エネルギー・省資源化を推進する。
- カ. 「JICA環境方針」を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進す

る。

#### 5. ジェンダー平等

- ア. 機構内で、事業ジェンダー主流化に係る部署毎の優良な取組を共有し、その推進に向けた具体的な方策を検討する。また、部署毎の年間計画の内容の充実を図り、実施状況のモニタリングを行う。
- イ. ジェンダー視点を適切に統合した案件実施監理手法を職員に身につけさせるための職員研修を実施する。また、ジェンダー視点の重要性を理解しその活動・行動に反映されるよう、専門家等に対してジェンダー講義を実施する。
- ウ. ジェンダー平等や女性のエンパワーメントのために特に配慮が必要とされる案件を選定し、ジェンダーに係る具体的な取組を推進する。

#### 6. 事業評価

- ア. 平成21年度までに整備した3つの援助手法の整合性ある評価手法を適用し、職員はじめ事業関係者に対する研修等を通じて、PDCAサイクルに沿って一貫した事業評価の適切な実施を継続する。
- イ. 評価体制の充実と評価の質の向上のため、外部有識者事業評価委員会を開催し、同委員会から提言を得て、評価制度・手法の改善を図る。また、評価の質と客観性の確保のため、外部有識者・機関等が行う評価を充実させる。特に事後評価に関しては、外部有識者・機関等による事後評価の割合を全評価件数の50%以上とする。
- ウ. 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。
- エ. 評価によって得られた教訓の事業へのフィードバックをさらに推進するため、教訓及びその活用事例を収集・分析し、有用事例の共有等の充実を図る。
- オ. 平成21年度までに実施した調査研究の結果を踏まえ、今後の技術協力におけるコスト効率性評価手法について代替案を含めて検討する。

### Ⅲ 各事業毎の目標

#### 1. 技術協力（法第13条第1項第1号）

##### （1）技術協力全般

- ア. 総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロップメント）の視点を反映した事業を実施し、主流化を図るとともに、国際的な会議等において積極的な発信を行うための知見を蓄積する。
- イ. 三角協力を推進する観点から、南南協力支援の効果的实施を図るとともに、

その有用性について積極的に対外的な発信に取り組む。

- ウ. 候補案件に想定される概算経費について、現行の積算手法における単価等を必要に応じて見直し、同手法の活用を通じた概算経費積算の標準化を図る。
- エ. 職員が外部状況の変化により包括的、柔軟かつ的確に対応した案件実施を行うための事業マネジメント手法に関する職員向け研修を実施するとともに、より良い事業マネジメントのあり方に資する取組を着実に実施する。

## (2) 研修員受入事業

- ア. 課題別研修の評価制度について、運用状況を踏まえ改善を図る。事後評価制度については、平成21年度の検討結果を踏まえ、分野・課題を特定した評価の試行を行う。
- イ. 平成21年度までに改善した課題別研修の計画及び要望調査方法を継続し、開発途上国の需要に基づく案件の改廃、新設の検討を行う。
- ウ. 平成21年度までに策定した研修実施基準に基づく本邦における課題別研修及び海外における研修等を実施する。課題別研修については、引き続き組織開発や制度改善を促進する研修の形成・実施を行う。
- エ. 帰国研修員を対象としたインターネットサイトの利用促進及びソフト型フォローアップ協力を適切に実施する。
- オ. 青年研修事業については、各国の援助課題に合致した研修を行う事業として定着させる。

## (3) 専門家・コンサルタントの選定

- ア. 専門家の質の向上及び円滑な確保のため、見直しを行った人選方法の試行結果を踏まえ、本格導入に向けた改善を行う。
- イ. 個々の専門家の活動に対する評価制度について、実施状況を引き続きモニタリングするとともに、評価情報のさらなる有効活用を検討する。
- ウ. コンサルタント選定に関し、選定基準及び選定方式等を改善し、競争性の向上を図る。
- エ. ファストトラック等に認定された緊急案件については、公示から契約までの手続きを30日以内で実施するとともに、平成21年度に見直しを行ったコンサルタント等の「指名人材プール制」のモニタリングを行う。

## 2. 有償資金協力（法第13条第1項第2号）

- ア. 円借款事業の案件形成から工事等契約までの期間を短縮し、円借款事業の適正かつ迅速な形成に努める。
- イ. 我が国にとって政策的に優先度の高い円借款事業を促進する。
- ウ. 円借款支援を通じて、開発途上国における民間経済活動の活性化による自立的な経済成長を支援する。

- エ. 円借款借入国との緊密な政策対話とともに、マクロ経済調査や債務持続可能性分析を行い、金融・経済危機の影響も踏まえ、借入国の債務持続可能性等を的確に把握し、債務管理能力及び事業実施能力の向上を図る。
- オ. 円借款事業に係る事前・事後の調査等を充実させ、借入国等の事業関係者に対するフィードバックを行うとともに、技術協力等と組み合わせた事業の実施を促進することを通じ、開発効果を高める。また、貸付や調達等の事業実施に係るガイドライン等の改訂及び事業実施機関職員に対する研修やセミナーを行い、借入国の事業実施能力の向上を図る。
- カ. 民間企業、地方自治体、大学、NGO等との連携を推進し、円借款事業の開発効果の向上に努める。その際、我が国企業等が有する技術・ノウハウ等の積極的な活用を推進する。
- キ. 海外投融資について、過去の実施案件の十分な研究・評価を活かし、具体的案件の実施を通じて新実施体制の検証・改善と案件採択ルールを詰める。行う「パイロットアプローチ」の下で、再開を実現する。
- ク. 出資先法人の経営に対して必要な関与を行う等、適切に監理を実施する。

### 3. 無償資金協力（法第13条第1項第3号）

- ア. 無償資金協力事業のさらなる効果的・効率的な実施やその実施の促進及び競争性と透明性の一層の向上を図るため、企業向け説明会の開催、事前資格審査制度の改善・実施、入札公告の邦文化、工期設定の柔軟化等これまでの取組を継続しつつ、天災や治安の悪化といった予め想定できない事態に対する対応として予備的経費の制度を試行する。
- イ. 「ODAコスト総合改善プログラム」に基づき、コスト縮減に係る各施策（①計画段階に関する再検討、②設計手法の再検討、③積算の最適化、④案件発掘から実施までのスピードアップ、⑤入札の競争性向上）を着実に実行する。

### 4. 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号）

#### （1）ボランティア事業

- ア. 協力プログラム策定に関し、ボランティア事業と他の事業を連携させることが適切なものについては、協力目標達成へのシナリオを検討する。また、国際会議等において日本のボランティア事業について紹介するとともに、他機関との連携を促進し、NGOとの新たな連携の可能性を検討する。これらを通じて現地ニーズにより合致した案件の発掘・形成に努める。
- イ. 適格な人材の確保に繋がる募集・選考や研修・訓練方法の改善を行い、青年海外協力隊員とシニア海外ボランティアの合同訓練に係る平成21年度内の検証結果も踏まえ、効果及び効率性のさらなる向上、経費削減に取り組む。

また、ボランティア事業の質の向上及び日本社会へ還元促進の観点から、教育委員会、地方自治体、民間企業等に対する働きかけ、地域での活躍など帰国ボランティアの活動好事例の積極的な発信による国民の理解促進を通じ、現職参加をより一層推進するための取組を行う。

ウ. 帰国ボランティアに対する進路対策支援を行い、特に、協力隊経験の日本社会への還元促進の効果が高いと考えられる教員への採用に関し、協力隊経験を評価する優遇措置の導入を働きかける。

### (2) NGO等との連携・草の根技術協力事業

ア. 草の根技術協力事業の拡充等により、NGO等との連携をさらに推進する。

また、NGO等の組織・事業運営能力を強化するとともに、開発途上国における市民との連携事業を促進するため、NGO等人材育成プログラムを的確に実施する。

イ. 草の根技術協力事業について、幅広い国民等から事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、ホームページの内容の充実等、理解の一層の促進を図る。

ウ. 草の根技術協力事業について、事業拡大に適切に対応するための制度を整備する。

エ. 草の根技術協力事業について、NGO等の活動に役立つ開発途上国の情報を整備し、ホームページで公開する。

オ. 地域に密着した活動を推進する観点から、地方自治体、国際交流協会、NGO等と共催する事業について、これまでの実績も踏まえつつ、質の向上に努める。また、海外においてNGO-JICAジャパンデスクを通じたNGO等との連携状況を踏まえて、NGOへの活動支援を行う。

カ. 市民参加協力の全国拠点である広尾センター（JICA地球ひろば）を中心に、他の国内機関とも連携しつつ、NGO等の市民団体の情報発信の機会を提供する。また、市民団体の主体性に配慮しつつ、NGO等の市民団体のネットワーク化の場を提供する。

### (3) 開発教育支援

ア. 出前講座については、講義手法の標準化を進めるとともに、講師を務める機会が多い青年海外協力隊員等の能力向上支援を継続し、事業の質の向上を図る。また、国内機関の訪問を希望する学校に対し、訪問前及び訪問後の校内学習との一体的実施の定着を図る。出前講座数及び国内機関訪問学校数については、前中期目標期間中の実績（平均）を踏まえつつ実施する。

イ. 開発課題等への理解を促進するため、教師海外研修及び開発教育指導者研修を前中期目標期間中の実績（平均）を踏まえつつ実施するとともに、特に参加教員の活動をフォローアップし、研修内容の改善を図り、学校単位での開発教育の取組を支援する。また、教育現場における開発教育に関するニ-

ズに対応するため、これらの研修の参加者による研修後の授業実践事例を積極的に収集・提供するとともに、開発課題に関する教材を利用しやすいようホームページの内容を改善する。

#### 5. 海外移住（法第13条第1項第5号）

- ア. 政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。
- イ. 国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修については、機構による事業実施の必要性及び意義について関係省庁・機関と協議する。
- ウ. 調査統計事業及び営農普及事業については、移住者への影響に十分に配慮しつつ段階的に縮小する。

#### 6. 災害援助等協力（法第13条第1項第6号及び第2項）

##### （1）緊急援助隊派遣

- ア. 国際緊急援助隊の派遣については、被災国の要請を受理後、外務大臣の命令を受け、救助チームは24時間以内、医療チームは48時間以内に日本を出発させる。その際、調査チームの活用やチャーター便の利用も検討し、より迅速な派遣を目指す。
- イ. 国際緊急援助活動の質の向上に資するため、各研修・訓練及びチーム派遣の実施後にレビューを行い、その結果を反映して研修・訓練内容を充実させる。また、国連人道問題調整部（UNOCHA）等との連携により、都市型捜索救助に関する国際協調体制等の強化に貢献する。

##### （2）緊急援助物資供与

- ア. 被災規模・救援ニーズを迅速かつ的確に把握して物資の内容・規模を確定する。また、供与実施後のモニタリングを通じて必要なフォローアップを図るとともに、教訓を抽出し、今後の物資供与の実施の改善に資する。
- イ. 被災国政府による迅速で効果的な物資配布を促進するため、NGO、赤十字、国際機関等との情報共有・連携を図る。

#### 7. 人材養成確保（法第13条第1項第7号）

- ア. 国際協力関連機関・団体との連携により、人材情報ネットワークの一層の強化を図りつつ、国際協力人材センターホームページ「PARTNER」の利用者、利用団体、情報提供件数の拡充に取り組む。援助ニーズを踏まえた国際協力人材の登録を進めるべく、新規登録の勧奨に努める。
- イ. 人材育成ニーズに対応する能力強化研修等を実施するとともに、受講者の

フォローアップ（進路調査）を継続して実施し、人材の養成と確保の連携を強化する。また、派遣が決定した専門家等に対する研修も充実させる。

ウ．国際協力人材の裾野拡大に資するべく、国際協力・開発援助関連分野を専攻する大学院生をインターンとして受け入れ、機構の各部・機関での実務実習を行うとともに、大学等との連携講座の実施等を推進する。

#### 8. 調査及び研究（法第13条第1項第8号）

ア．国内外の研究ネットワークとの共同研究等も含め、開発途上国の政策・制度改善に役立つ研究等、開発の現場情報を活用し開発実務に資することに重点を置き、日本の援助の有効性を踏まえた重点領域の研究を推進する。また、ワーキングペーパーや英語・日本語の書籍等にて研究成果を発信していくとともに、国際シンポジウム・セミナーの開催、ホームページの充実等により発信を強化する。

イ．効率的な研究所運営及び研究インフラ整備を図りつつ、着実に、研究成果の発現に不可欠な人材を確保し、研究プロジェクトの実施体制を強化する。

#### 9. 受託業務（法第13条第3項）

外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。

なお、平成22年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日）において新成長戦略を推進・加速するために措置されたことを認識し、「(イ) 技術協力」及び「(チ) 調査及び研究」のうち調査により、環境技術の海外展開促進、インフラ／システム海外展開支援に活用する。

### 第3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）

#### 1. 予算（人件費の見積を含む。） 別表1

#### 2. 収支計画 別表2

土地・建物の効率的な活用を促進するよう中期計画で認可された重要財産の処分を計画的に進めるとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

### 3. 資金計画 別表3

- ア. 融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、債務緩和特別措置を実施し、新たな償還計画に基づき回収を行う。パラグアイ、ポリビア及びアルゼンチンの移住融資債権について、債務者の状況に応じ、履行延期特約の締結を含めた適切な回収促進に努める。
- イ. 国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層からの寄附金の受入に努めるとともに、受け入れた寄附金について、管理、運用に係る運営委員会を開催し、透明性の確保を図る。

#### 第4. 短期借入金の限度額

一般勘定 670 億円

有償資金協力勘定 1,500 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

#### 第5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

中期計画で認可された不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の譲渡等処分及び処分の準備を進める。

#### 第6. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

中期計画で認可された重要財産の譲渡等処分及び処分の準備を進める。

#### 第7. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

## 第8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### 1. 施設・設備に関する計画

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施する。

#### 平成22年度の施設・設備の整備に関する計画

施設・設備の内容	財源	予定額（単位：百万円）
本部及び国内機関施設整備・改修	施設整備資金	594
計	施設整備資金	594

（注記）金額（「第3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）」にて記載のもの）については見込みである。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。

### 2. 人事に関する計画

- ア. 人事評価者研修の継続、改善等に努め、本年度、年2回の勤務成績の評価を適切に実施する。
- イ. 組織の統合効果の発揮に向け、適材適所の人事配置を検討し実施する。
- ウ. 国際協力のプロフェッショナルとして能力を発揮すべく、業務内容の高度化・専門化に対応した職員研修を推進する。

### 3. 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項

#### （法第31条第1項及び法附則第4条第1項）

- ア. 前中期目標期間繰越積立金は、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務（有償資金協力業務を除く。）の財源に充当する。
- イ. 前期中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

### 4. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

#### 5. その他中期目標を達成するために必要な事項

##### (1) 監査の充実

会計監査人による外部監査に加え、内部監査について、組織の内部統制及びコンプライアンスへの取組等を重点として監査を行う。

##### (2) 各年度の業績評価

年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、その結果を以降の業務運営に反映させる。

## 独立行政法人国際協力機構 年度計画

### 予算

別表 1

平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
収入	運営費交付金	151,726
	事業収入	574
	受託収入	2,014
	寄附金収入	17
	施設整備資金より受入	594
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	0
	計	154,925
支出	一般管理費	10,658
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	10,658
	業務経費	141,643
	（うち特別業務費を除いた業務経費）	133,703
	受託経費	2,014
	寄附金事業費	17
	施設整備費	594
	計	154,925

[注1] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2] 無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画、資金計画は記載していない。

[注3] 運営費交付金収入及び業務経費には、平成22年度補正予算（第1号）により措置された「円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日）の新成長戦略の推進・加速に係る予算が含まれている。

#### 〔人件費の見積もり〕

年度中の人件費総額見込み 12,440百万円。  
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与に相当する範囲の費用である。

**収支計画**

別表 2

平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

区別		
費用の部		153,783
	経常費用	153,783
	一般管理費	9,392
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	9,392
	業務経費	141,643
	（うち特別業務費を除いた業務経費）	133,703
	受託経費	2,014
	寄附金事業費	17
	減価償却費	717
	財務費用	0
	支払利息	0
	臨時損失	0
収益の部		153,783
	経常収益	153,783
	運営費交付金収益	150,461
	事業収入	574
	受託収入	2,014
	寄附金収入	17
	資産見返運営費交付金戻入	692
	資産見返補助金等戻入	25
	財務収益	0
	受取利息	0
	臨時収益	0
純利益（▲純損失）		0
前中期目標期間繰越積立金取崩額		0
目的積立金取崩額		0
総利益（▲総損失）		0

**資金計画**

別表 3

平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

区別	
資金支出	170,381
業務活動による支出	153,065
一般管理費	9,392
（うち特殊要因を除いた一般管理費）	9,392
業務経費	141,643
（うち特別業務費を除いた業務経費）	133,703
受託経費	2,014
寄附金事業費	17
投資活動による支出	1,890
固定資産の取得による支出	1,860
新規貸付による支出	30
財務活動による支出	0
短期借入金の返済による支出	0
国庫納付金による支払額	0
翌年度への繰越金	15,426
資金収入	170,381
業務活動による収入	154,331
運営費交付金による収入	151,726
事業収入	574
受託収入	2,014
寄附金収入	17
投資活動による収入	1,311
固定資産の売却による収入	374
貸付金の回収による収入	937
財務活動による収入	0
短期借入による収入	0
前年度からの繰越金	14,740